

賦課金の納入について

忘れていませんか？

組合員のご理解により大部分の賦課金が納期までに納入されておりますが、納入が滞っておられる方は、滞納処分(差押え)の対象となりますので、速やかに納入されますようお願い申し上げます。



口座振替が便利です

取扱い金融機関 下記金融機関等から預貯金口座振替(自動振替)ができます。※申込用紙は最寄りの支所でお受け取りください。

- 銀行・・・千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行
- 信用金庫・・・千葉信用金庫、銚子信用金庫、東京ベイ信用金庫、館山信用金庫、佐原信用金庫、東京東信用金庫
- 信用組合・・・房総信用組合、銚子商工信用組合、君津信用組合
- 農業協同組合・・・千葉県内にある各農業協同組合
- 労働金庫・・・中央労働金庫 ●郵便局・・・全国の郵便局

忘れていませんか？届け出!!

こんな時は
必ず届け出を
お願いします

市町村・法務局・農業委員会等に届け出済、または所有権が移転済であったとしても、**農地の異動・組合員資格に変更等がある場合には、必ず当土地改良区へ届け出下さい。**届け出がなければ、土地台帳が変えられず、**賦課金は従来の組合員への賦課となってしまいますのでご注意ください。**

組合員の資格等の変更があった時

1. 組合員を変更する場合
(相続・農業者年金の受給又は経営移譲)
2. 農地を売買・交換した場合
3. 住所の変更をする場合
4. 農地の賃貸借又は解約した場合

組合員資格得喪通知書を提出してください。

※口座振替をご利用の方は、併せて更新手続きをお願いします。

売買等による農地の異動の場合、滞納賦課金がある農地を取得しますと土地改良法第42条の規定により農地を取得した組合員が滞納賦課金を納入しなければなりませんので、事前に確認をお願いします。

当土地改良区ホームページ(URL:<http://www.ryoso-lid.or.jp>)からダウンロードできます。

「組合員資格得喪通知書」は最寄りの支所にあります。

農地を農地以外に転用する時

1. 宅地・店舗等へ
転用する場合
2. 公共用地(道路等)へ
転用する場合



「農地転用等の通知書・地区除外申請書」、
「開発行為等に伴う排水同意申請書」を提出し、必要な決済を行ってください。

農地転用には決済が必要になります。

この決済金は、受益農地を転用することにより土地改良区全体の受益地が減少し、維持管理に必要な各組合員の賦課金が加重負担にならないよう必要となるものです。

なお、国・県・市町村等の公共事業用地(道路・河川敷等)として買収され転用される場合にも決済が必要になります。

農地転用等の申請書は、最寄りの支所にあります。

お問合せは、最寄の
みどり
「水土里ネット両総」へ

香取支所 ☎0478-54-3566
〒287-0005 香取市佐原ホ689

FAX0478-54-3904

山武支所 ☎0479-82-8820
〒289-1746 横芝光町寺方515-1

FAX0479-82-8851

長生支所 ☎0475-34-3113
〒299-4114 茂原市本納3041

FAX0475-34-3178